

自由民主党

^{もり}森林を活かす^{まち}都市の木造化推進議員連盟

会長 金子 恭之 殿

会員 先生 各位

^{もり}森林を活かし^{まち}都市の木造化を推進する
ための方策に関する要望書

令和7年3月24日

^{もり}森林を活かす^{まち}都市の木造化推進協議会

我が国の人工林は今まさに利用期を迎え、この資源を活かし、木材の持続的な活用を通じて森林を保全し活力を維持していくことが地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等にとって極めて重要な課題となっています。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定を契機に耐火建築部材等の技術革新が進み、中高層建築物等の木造化の可能性が大きく広がり、SDGs、ESG投資、2050年カーボンニュートラル等の流れもあって、大都市圏を中心に民間の中高層建築物の木造化・木質化も着実に進み始めているところです。

先生方のご尽力により、令和3年に制定された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、民間建築物にまで木造化、木材利用の推進の対策が拡がるとともに、木材利用促進本部の設置により国を挙げての取組が行われております。事業者等との建築物木材利用促進協定の締結については国と地方公共団体を合わせて180件に達し、さらに増加する見込みです。また、木造マンションが建築中のもも含め100棟を超えたという報道もありました。

木材は、製造時の二酸化炭素排出量が極めて少なく、かつ高い断熱性能で省エネルギー化に貢献するものであるとともに、木造建築物として使用されている間は森林が吸収した二酸化炭素を再び大気に放出することなく炭素を貯蔵するなど、脱炭素社会の実現に確実に貢献でき、しかも再生産が可能な資源です。

森林・林業の持続可能性や木材に関する経済安全保障が求められる中、都市(まち)の木造化を着実に進めていくためには、国産材の安定供給や需要拡大に向けた各種制度の一段の見直し及び再造林等の森林整備から都市における建築物の木材利用に至るまでの多様な施策の創設・実施等が極めて重要と認識しております。

つきましては、下記の事項について要望いたします。

記

1. 脱炭素化社会の実現に向けて、都市の木造化を促進するため、現在検討されている「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく算定・報告・公表制度（SHK制度）において建築物における木材の炭素貯蔵量を報告対象とするとともに、木材利用が推進されるよう、その活用策を検討すること。その際に個別所有や分譲等の不動産開発の民間建築物にも適用されるように検討すること。
また、カーボンニュートラルの達成に向けて、建築主等に対してインセンティブとなるように、木造建築物に関する税制、金融、会計、保険、環境評価などの諸制度の見直しを不断に行うこと。
2. 木造建築物の魅力を更に引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現（あらわ）し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性に関する技術開発への支援を拡充すること。また、安全性の確認を前提に、内装制限などを含む防火・構造規定等関連する制度の合理化検討を継続し、加速化すること。
3. 木材に関する経済安全保障やSDGsへの貢献を図るため、合法伐採及び再造林等の森林整備の推進、路網や木材加工流通施設の整備等による供給力強化、林業・木材産業の担い手の確保、建築物への木材利用に至るまでの国産材のサプライチェーンの普及・拡大、地域における建築物木材利用促進協定締結者の実践活動への支援、協定締結促進のための関係省庁の予算や優遇措置を引き続き拡充すること。
4. 地方都市等において、地元の建設関連事業者が地域材を使用して中大規模、中層の木造建築物を作ることを推進するため、昨年12月に作られた耐久性評価のガイドラインに準拠した一般利用可能なオープン化された工法の開発や施工・維持管理方法の標準マニュアル等の作成・普及を図ること。さらに関連する製品の開発・普及・製造のための関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。

5. JAS構造材は、中大規模、中高層の木造建築物の建設に不可欠であり、その調達が容易になるよう流通量の飛躍的な増大に向けて関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。

加えて、4.のガイドラインに準拠した建築物に使われているJAS構造材については、その耐用年数を超える長期間にわたり二酸化炭素貯蔵機能を発揮させるため、解体して建築物の構造部材として再利用する際にあらためてJASに適合するものとして扱える手法について検討すること。

6. 「持続可能な社会づくり」に向けた国際的な潮流を踏まえ、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を推進する施策を講ずること。特に、再造林の確実な実施など持続可能な森林経営を実践する森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするための国民意識の醸成に向けた取組を進めること。加えて、公共建築物等における木材利用に当たっては率先して持続性の確保された木材の利用に努めるよう働きかけを行うこと。

令和7年3月24日

もりを
活かす
まち
都市の木造化推進協議会
会長 島田泰助